

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（総務局（防災危機管理局）、市民局、会計室、消防局）の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和2年9月29日

西宮市監査委員	石原俊彦
同	佐竹令次
同	板戸史朗
同	大川原成彦

付 記

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
総務局（防災危機管理局）	令和2年2月10日	令和2年2月12日	令和2年9月3日
市民局	令和2年2月10日	令和2年2月12日	令和2年8月24日
会計室	令和2年2月10日	令和2年2月12日	令和2年8月19日
消防局	令和2年2月10日	令和2年2月12日	令和2年8月5日

措置の内容 別紙のとおり



西地防支発 第 7 号
令和 2 年 9 月 3 日

西宮市監査委員 石 原 俊 彦 様
同 佐 竹 令 次 様
同 板 戸 史 朗 様
同 大川原 成 彦 様

西宮市長 石 井 登志郎



監査結果報告に係る措置の状況について (通知)

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|--------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 総務局 |
| 2 監査結果報告名 | 定期監査結果報告 (防災危機管理局) |
| 3 監査結果提出日 | 令和2年2月10日付報告監第20号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

定期監査報告書に基づき講じた措置
(令和2年2月10日報告監第20号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P20-3

3 財産管理事務

(1) 備品等の管理

備品等について、台帳と現物を照合して抽出調査したところ、廃棄手続もれになっているものが一部に見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

(講じた措置)

廃棄手続きもれについては、廃棄手続きを行いました。備品等の管理については、改めてその所在を確認し、適正な管理を徹底してまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P20-3

3 財産管理事務

(3) 備蓄倉庫

今後、時代の要請に応じた新たな品目も検討し想定避難者数に対応する物資の備蓄を確実に行うとともに、関係部局と調整を図り備蓄倉庫の計画的整備に努めてください。

(講じた措置)

物資の備蓄については、新たな品目として令和2年度計画より、液体ミルク、使い捨て哺乳瓶、マンホールトイレセット、投光器など、時代の要請に合わせた備蓄を進めております。備蓄倉庫については、引き続き関係部局と連携を図りながら、空き教室等使用していない施設を利用して計画的に整備する予定ですが、設置する場所がない学校園については屋外倉庫の整備を検討してまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P20-4

3 財産管理事務

(4) 自主防災資機材

緊急時における有効活用について疑問が残る消防ポンプの配備については、前回指摘後、要綱施行細則を改正し消火器などを選択できるようになってはいますが、廃止に向け早急に検討を進めてください。

(講じた措置)

要綱施行細則の改正につきましては、地域によっては、日頃の点検や訓練不足などから、消防ポンプの扱い方に困っている所も有り、資機材更新時に消火器等も選択できるように運用を変更したものです。

一方、消防のOBがいる地域等では、消火器よりも消火能力の高い消防ポンプを引き続き希望しており、それぞれの地域の特性や要望に対応するために選択ができるようにしておきます。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P20-4

4 服 務 関 係

サービス関係の事務について、関係書類を抽出して調査したところ、台風接近への対応に係る時間外勤務において、15時間余り連続で業務に従事している事例が見られました。業務の性質上やむを得ない側面もありますが、必要な休憩時間が確保できる勤務体制を構築するよう引き続き努めてください。

また、嘱託職員の時間外勤務命令簿において、超過勤務の割増率の適用が誤っているものが見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

(講じた措置)

水防指令等の発令期間中は、危機管理室内でローテーション体制を組むなどし、連続で業務に従事する時間が長時間にならないよう努めております。また、定期的に指令時における業務内容の確認を行い、特定の職員に業務が偏らないよう見直しを行っております。

時間外勤務命令簿での事務処理の誤りについては、チェック体制の中で、誤りを見落とすことのないよう徹底してまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P20-4

5 委 託 業 務 等

(2) 請負工事

監査の対象とした請負工事から1件を抽出して調査したところ、おおむね適正に処理されていましたが、仕様書等に記載している工事従事者資格について未確認の事例がありますので、記載内容の再チェックと書面等による確認を図り、市民や工事従事者の安全を確保してください。

(講じた措置)

本工事に関して、ご指摘のあった時点では、事業者からの施工体制台帳の提出がまだであったため、工事従事者資格については未確認でしたが、その後、令和2年1月27日に提出された台帳にて、確認を行いました。

今後も記載内容の再チェックと書面等による確認を図り、適切に処理して参ります。

6 む す び

今後も確実な災害対応の実現に向けて、危機管理監のもと全庁的な司令塔として防災体制の充実を進めるとともに、関連部局と連携し自主防災組織や地域避難支援制度における避難支援団体の拡充など地域防災力の向上を図る取組みを進めてください。

(講じた措置)

災害発生時において、確実に各災対局の担当する業務が円滑に遂行できるよう、危機管理監のもと災対統制局である危機管理室が中心となり、事前の準備を含めた防災体制の充実に努めてまいります。

また、関係部局と連携し、自主防災組織の活動や防災リーダー育成に係る支援、避難支援団体への登録勸奨等を引き続き行い、災害時の地域住民の自助力・共助力の向上を図ります。